

第九十六号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第六の款一の項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同表一の項中「第四条第三項」を「第四条第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同表一の項中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。

2 建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号。以下「改正法」という。）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、改正法の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第九十六号）第二条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對するこの条例による改正後の東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第六の款一の項の規定の適用については、同項中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

(提案理由)

建築士法の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十三号)の施行による建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の改正等に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許申請等に係る手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。